

指 示

平成23年4月21日11時00分

福島県知事 殿
広野町長 殿
檜葉町長 殿
富岡町長 殿
大熊町長 殿

平成23年（2011年）福島第一及び第二
原子力発電所に係る原子力災害対策本部長
内閣総理大臣

東京電力株式会社福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

避難のための立退きをすべき居住者等の区域を東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径10キロメートル圏内の居住者等の区域から半径8キロメートル圏内の居住者等の区域に変更すること。

各々が管轄する市町村域のうち、対象区域内の居住者等に対して、その旨周知されたい。

公 示

平成23年4月21日11時00分

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径8キロメートル圏内の区域
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態当事象発生日時 平成23年3月12日 5時22分
	発生場所 東京電力株式会社福島第二原子力発電所
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	避難のための立退きをすべき居住者等の区域を東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径10キロメートル圏内の居住者等の区域から半径8キロメートル圏内の居住者等の区域に変更すること。